

平成16年5月24日

各位

会社名 日立金属株式会社
代表者名 執行役社長 本多 義弘
(コード番号 5486 東証・大証第一部)
問い合わせ先 コミュニケーション室長 石毛 秀
(TEL. 03 - 5765 - 4075)

第67期(平成16年3月期)利益配当のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、第67期(平成16年3月期)に関する利益処分案の承認を行い、利益配当を平成16年3月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、下記のとおり実施することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 利益配当金

1株につき金3円50銭

当社は、お客様のニーズの多様化や技術の進化、そして一層進む市場のグローバル化のなかで、国際的な競争力を強化し、企業価値の増大と配当可能利益の拡大を通じて、株主の皆様へ長期的かつ適正な利益還元を行うことが会社の責務であると考えております。このため、先行投資を可能とする財務体質の維持・強化を図りつつ、配当を継続することを基本方針としております。

第67期(平成16年3月期)に関する利益処分につきましては、業績の回復は進んだものの、十分な利益水準に到達したとは言えず、さらなる財務体質の維持・強化を図ることを勘案し、利益配当金は、1株につき3円50銭とさせていただきます。これにより年間配当金は、平成15年12月に実施した中間配当と合わせて、1株につき5円となります。

2. 支払請求権の効力発生日並びに支払開始日

平成16年6月23日

(ご参考)

当社は、平成15年6月開催の定時株主総会でご承認を得て委員会等設置会社に移行いたしました。利益処分案につきましては、従来、定時株主総会でご承認を得ておりましたが、委員会等設置会社に適用される商法の特例の定めにより、取締役会の承認があった時に定時株主総会の承認を得たものとみなされます。

以上